

基山町農業委員会会議録

令和3年6月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	欠席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第9号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第10号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第11号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第14号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	2件
報告第15号	使用貸借による解約通知受理報告	2件
報告第16号	農地法第3条許可取消願	1件
その他(1)	農業振興地整備計画の変更について	3件
その他(2)	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価及び 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和3年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第9号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が8,761㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第7区南奈良田集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第10号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第10号議案2番朗読

この件につきましては、譲受人が庭木置場、駐車場、物置の増設が必要となり、農地を転用するものです。今回転用する農地は、隣接する農地の同意もとれており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については、その他の候補地についても検討されましたが、申請地は、現在ある庭木置場、駐車場、物置に隣接しており、代替地を選定することは困難であり、周辺農地に及ぼす影響が軽微であるためこの土地を選定されています。周辺の他の土地に立地することが困難であるため、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第1区鈴町集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部地区推進委員

申請の農地は農地パトロールではB判定でしたので有効活用ができ問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第10号議案1番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案は、全員一致で許可します。

次に、第11号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので

計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第11号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の病気等で労力不足により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は年額水稲90kgです。場所は、4区才の上集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

宮浦地区推進委員

手広く農業をされていますので問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第11号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第11号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第11号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第11号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部地区推進委員

中堅的担い手ですので問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第11号議案2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第11号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第11号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第11号議案3番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は10年です。場所は、2区小松集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

新規就農者でこの地では養蜂をされます。

園部地区推進委員

何か養蜂用の花を栽培されますか。

2番委員

季節によって花を植えられます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第11号議案3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第11号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第11号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第11号議案4番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、7区長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 1 号議案 4 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 1 号議案 4 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 1 号議案 5 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 1 1 号議案 5 番朗読

この件につきましては、相手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は 5 年です。場所は、2 区皮籠石集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

野菜を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 1 号議案 5 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 1 号議案 5 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 1 号議案 6 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第11号議案6番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は3年です。場所は、4区北陣屋集落にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

畑をされます。問題ないと思われれます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第11号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第11号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第13号朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和3年5月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は6区城戸集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第13号を終わります。

次に、報告第14号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号1番

この件につきましては、申出人が農地を宅地分譲に転用するものです。

令和3年5月21日付けで受理通知書を交付しております。
場所は、7区高島集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、報告第14号1番を終わります。

次に、報告第14号2番について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号2番

この件につきましては、申出人が農地を自己住宅に転用するものです。
令和3年5月21日付けで受理通知書を交付しております。
場所は、3区向平原林集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、報告第14号2番を終わります。

次に、報告第14号3番について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号3番

この件につきましては、申出人が農地を住宅敷地の拡張のため転用するものです。令和3年5月21日付けで受理通知書を交付しております。
場所は、8区永田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、報告第14号3番を終わります。

次に、報告第14号4番について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号4番

この件につきましては、申出人が農地を住宅敷地の拡張のため転用するものです。令和3年5月21日付けで受理通知書を交付しております。
場所は、8区永田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第14号4番を終わります。

次に、報告第14号5番について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号5番

この件につきましては、申出人が農地を宅地分譲に転用するものです。令和3年5月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は、8区永田落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第14号5番を終わります。

次に、報告第15号1番使用貸借による解約について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号1番

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年5月21日付けで受理通知書を送付しております。場所は、2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第15号1番を終わります。

次に、報告第15号2番使用貸借による解約について受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号2番

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年5月21日付けで受理通知書を送付しております。場所は、3区住吉集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号を終わります。

次に、報告第16号農地法第5条許可の取消願いについて受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第16号

この件につきましては、譲受人の事業見直しのため農地法第5条許可の取消願いについて令和3年5月21日付けで受理通知書を送付しております。場所は、4区不動寺集落付近にある圃場です。

議 長

事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第16号を終わります。

次に、その他(1)農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)1番 朗読

この件につきましては、物流倉庫建設のため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は27,566㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、7区島廻集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

他に意見はありませんか。意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他(1)2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1)2番 朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、酒井クリニック東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

他に意見はありませんか。意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他(1)3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１） ３番 朗読

この件につきましては、当該地は農振法第10条第3項に規定される土地に該当しないために農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は1,474㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第2区麦尾集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

他に意見はありませんか。意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他（２）令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（２）

この件につきましては、例年行われておりますが、令和2年度の農業委員会の活動を振り返り、農業委員会で承認後、県に報告し公表します。

また、令和3年度につきましては、目標を農地集積率70%、遊休農地の面積を耕地面積の2%以下としております。今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようでしたら、その他（２）について、承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（２）については、全員一致で承認されました。以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年6月1日

署名人

議 長

委 員

委 員